

発表事項	被災者生活再建支援法の適用について								
担 当 課	保健福祉部 社会福祉課 社会福祉課長 田之上 勇二（０９９－２８６－２８２１）								
概 要	令和 7 年台風第12号により下記の区域で発生した災害については、被災者生活再建支援法の対象となる自然災害として認め、同法を適用します。 記 1 適用する市町村 <table><tr><td>該当区域</td><td>発生日</td><td>適用基準 (支援法施行令)</td></tr><tr><td>南さつま市</td><td>8月21日</td><td>第1条第1号</td></tr></table> (対象となる自然災害) 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第 1 条第 1 項）のうち 1 号に該当する自然災害が発生した市町村 ※ 南さつま市は人口32,887人（令和 2 年国勢調査により）であり、人口30,000人以上50,000人未満であることから、滅失60世帯以上で第 1 号に該当（「滅失 1 世帯」＝全壊 1 世帯＝半壊 2 世帯＝床上浸水 3 世帯） 2 適用年月日 令和 7 年 8 月 21 日 3 支援金の支給 住宅の被害の程度に応じて支給する基礎支援金及び住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金を支給			該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)	南さつま市	8月21日	第1条第1号
該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)							
南さつま市	8月21日	第1条第1号							